

第2次試験受験者の皆様へ

人事院人材局企画課任用班
〒100-8913 千代田区霞が関1-2-3
TEL 03-3581-5311 内線2315

I 採用までの手続

1 最終合格者の発表(5月30日(金)午後4時)

インターネット合格者発表専用ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

[<https://www.jinji-shiken.go.jp/goukaku.html>]

また、合格者には、得点及び席次を記載した合格通知書を発行します。

パーソナルレコードにログインし、ダウンロードしてください。

[<https://www2.jinji-shiken.go.jp/PsrInitAct.cgi>]

なお、合格通知書は再発行できませんので、指定の期間内(2025年6月30日(月)午後5時まで)に必ずダウンロードしてください。

〔合格者発表〕



〔合格通知書〕



2 採用予定数・採用状況について

府省等別区分別の採用予定数及び府省等別の採用状況については、国家公務員試験採用情報NAVIを参照してください。

[https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo/sougou/saiyo_sougou02.html#C3]

〔採用予定数・採用状況〕



3 官庁訪問(6月11日(水)午前8時半以降に開始されます。)

官庁訪問の詳細については、国家公務員試験採用情報NAVIに掲載の「2025年度版官庁訪問ガイド総合職春試験」を参照してください。

[<https://www.jinji.go.jp/content/000001737.pdf>]

なお、事前予約制となっておりますので、志望府省のホームページ等を確認の上、6月2日(月)午前9時以降、官庁訪問の予約を行ってください。

〔官庁訪問〕



4 採用内定までの流れ

(1) 最終合格者は、採用候補者名簿(以下「名簿」という。)に試験の区分ごとに得点順に掲載され、国家公務員として採用される候補者(以下「採用候補者」という。)となります。

人事院は、名簿、受験申込内容及び下記Ⅱにより登録された採用志望情報に基づき、面接を行うに当たり必要と認められる範囲内の採用候補者の情報(連絡先、採用希望年度等)を記載した採用候補者一覧表を作成し、個人情報の保護に十分留意した上で、各府省等に通知します。

(2) 各府省等は、採用候補者の中から面接を行い、採用予定者を決定します。

なお、最終合格者数は、進学や民間企業等への就職により採用を辞退する者等を見込んで決定しているため、採用予定数より多くなっています。採用を希望する場合は、必ず官庁訪問を行ってください。

(3) 各府省等では、採用予定者に対し10月1日以降、採用内定を行います。

採用内定後に辞退することは、他の採用希望者に迷惑をかけるとともに、採用事務にも支障をきたしますので、採用内定を応諾するに当たっては、その後に辞退することのないよう慎重に判断してください。

5 名簿の有効期間・名簿への氏名の掲載の終了

名簿の有効期間は、最終合格発表の日から5年間です。

官庁訪問の結果、各府省等から内定を受け、実際に採用された場合は名簿への氏名の掲載は終了します。

進学や民間企業等への就職により一度、名簿からの採用を辞退した場合でも、直ちに名簿への氏名の掲載を終了することはありませんので、名簿の有効期間内であれば、試験を受け直さずに官庁訪問を行うことができます。

なお、有効期間を経過した後は当該名簿から採用されることはありません。

Ⅱ 採用志望情報の登録（※第1次試験合格通知書ダウンロード時にすでに登録済みのものです。）

〔採用志望情報登録〕



最終合格後の採用に関する事務に使用するため、第1次試験合格者は、パーソナルレコードにログインして、採用志望情報（採用を希望する年度、最終合格後の意向等の確認に使用可能なメールアドレス等）を必ず登録していただく必要があります。また、第1次試験後に連絡先（氏名、住所、電話番号、メールアドレス）に変更があった場合は、採用志望情報の登録時に、併せて変更を申し出てください。

登録に当たっては、以下の＜登録事項ごとの注意事項＞を確認してください。

ここで登録された情報は、採用を予定している府省等（特別職を含む）に通知しますが、採用事務以外の目的に使用することはありません。また、登録された個人情報、個人情報保護法に基づき適正に管理します。

なお、登録された情報は第2次試験最終日である5月16日（金）午後5時まで、随時、パーソナルレコードで確認・変更が可能ですので、変更が必要となった場合は、忘れずに変更内容を登録するようにしてください。

※ インターネットのアクセス環境が整っていない等の理由により、パーソナルレコードから採用志望情報の登録ができない特段の事情がある場合には、第2次試験（人物試験）当日（本日）中に、速やかに試験係官まで申し出てください。紙面により、採用志望情報を記入いただきます。

※ 最終合格後は、後述する意向届（国家公務員試験採用情報 NAVI 内の「意向届オンラインシステム窓口」）の提出により、随時、登録内容の変更が可能です。

＜登録事項ごとの注意事項＞

〔採用希望年度〕

採用を希望する年度について、6つの選択肢のうち、該当する1つを選んでください。

なお、採用を希望する年度は、内定を希望する年度ではなく、実際に働き始めたい年度を登録しますので、例えば、2025年6月の官庁訪問に参加し、2026年4月の採用を希望する場合は、「2026年度（令和8年度）」を選択します。

また、「今年度内（合格後から翌年3月31日まで）」とは、既卒等の場合で、最終合格後から2026年4月より前の随時の時期（たとえば1月、3月等）に採用されることを希望する場合に選択します（各府省等の欠員状況等によりしますので、必ず希望どおりに採用されるわけではありません。）。

〔連絡先変更〕

登録画面には、第1次試験合格時点の氏名、住所、電話番号及び受験申込時に登録したメールアドレスがあらかじめ表示されています。表示された連絡先に変更がある場合は、連絡先変更欄により「変更する」のラジオボタンを選択した後、変更の必要がある事項のみ入力し、登録してください。

特に、メールアドレスは、最終合格後も意向等の確認に使用しますので、合格後も連絡が取れるメールアドレスを登録するようにしてください。なお、意向等確認用のメールは「@jinji.go.jp」から送信します。迷惑メール対策などでドメイン指定をしている場合は、上記ドメインを受信できるようにしてください。また、これ以外のドメインで人事院を騙ったメールを受信した場合は、添付ファイルを開封したり、URLをクリックしたりしないように注意してください。

Ⅲ 受験者アンケートの御案内

国家公務員の人材確保施策の改善のため、受験された皆様に対し、本年10月以降、アンケートを実施します。御協力いただける方は、右のQRコードより、メールアドレスの登録をお願いいたします。ここで登録いただいたメールアドレスは、アンケートの実施以外の目的に使用することはありません。また、登録されたメールアドレスは、個人情報保護法に基づき適正に管理します。

〔受験者アンケート〕

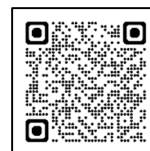


【最終合格した場合の提出資料】

「意向届」 最終合格者の発表後、4ページの《意向届提出の流れ》を参照し、国家公務員試験採用情報NAVI内の「意向届オンラインシステム窓口」より人事院人材局企画課任用班宛てに必ず提出してください。提出に当たっては「意向届に関するQ&A」も参照してください。

[https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo/tetsuzuki/ikotodoke_qanda.html]

〔意向届オンラインシステム窓口〕



〔意向届 Q&A〕



※ 「意向届」は、名簿の管理及び採用候補者の意向確認等に関する事務に使用するものです。
提出された個人情報は、個人情報保護法に基づき、適正に管理します。

意向届オンラインシステムの利用方法

- ① インターネットで「<https://ssl.jinji.go.jp/ikotodoke/>」アクセス
＜人事院ホームページからのアクセス＞
「国家公務員試験採用情報NAVI」→「採用情報」→「意向届の提出・合格証明書の発行」→「意向届の提出」→
「意向届オンラインシステム窓口」
- ② 「セキュリティに関する確認事項」、「インターネットを通じた意向届の提出の流れ」を確認し、「利用規約・入力画面はこちら」をクリック
- ③ 「意向届オンラインシステム利用上の注意」を読み、「同意する」をクリック
- ④ 「意向届ログイン」画面において、試験年度、試験名、試験区分、メールアドレス(採用志望情報登録で登録した意向等確認用のメールアドレス)を入力して、「ログイン」をクリック
※ 登録されていないメールアドレスを入力した場合、次画面でメールアドレスの登録を行います。氏名、整理番号(最終合格通知書の右上に記載の番号)を入力し、登録してください。
- ⑤ 「ワンタイムワンタイムパスワード認証」画面において、入力したメールアドレスに届いたワンタイムパスワードを入力
以下の項目については、1、2、3、4のいずれかにチェックし、該当事項を入力してください。
 - 1 総合職試験からの採用(内定・内々定)が決定した(採用予定時期:西暦 年 月)
 - 2 今後の採用は希望しない(1の場合はこちらを選ぶ必要はありません)
 - 3 採用希望時期の延期を希望する(採用希望時期:西暦 年4月から)
 - 4 引き続き採用を希望する(1の場合はこちらを選ぶ必要はありません)
- ⑥ 必要項目を入力後「次へ」をクリック
- ⑦ 入力済みの情報を確認の上、必要に応じて修正し、最後に「送信」をクリック

総合職試験

【意向届提出の流れ】

「採用志望情報」の登録

採用志望情報登録で登録した情報は随時、パーソナルレコードで確認・変更が可能です。
第2次試験最終日の午後5時までに登録された情報が各府省に提供されます。

※「採用希望年度」は、第2次試験最終日の午後5時以降変更することができませんが、最終合格発表日以降、意向届で変更することができます。
※「郵便番号・住所・電話番号・メールアドレス」については、第2次試験最終日の午後5時以降変更することができますので、変更がある場合にはパーソナルレコードで随時更新してください。

第1次試験合格

第2次試験実施

最終合格

「意向届オンラインシステム」を利用できるようになります

来年4月から
採用を希望する場合は
官庁訪問日を予約



第1次試験合格発表後に登録した「採用志望情報」を各府省に提供します。



官庁訪問

事前に予約した日時に訪問

官庁訪問に関するQ&Aはこちら→



内々定・内定

■内々定・内定を得た場合 登録内容を更新 (提出は1回だけ)



- 「意向届」で「1. 総合職(院卒・大卒)試験からの採用(内定・内々定)が決定した」を選択してください。
- 一般職試験等で採用(内定・内々定)が決定した場合は、「2. 今後の採用は希望しない」を選択し、一般職等で採用された旨を入力してください。

■内々定・内定を 得られなかった場合



- 総合職試験からの採用を希望する場合は、「意向届」で「4. 引き続き採用を希望する」を選択してください。
- 「意向届」は3か月ごとの締切を目安に提出してください。
(提出締切: 1/1、4/1、7/1、10/1)
- 「意向届」で提出された意向は、次年度の官庁訪問の際に採用希望者として各府省へ提供されます。
- 定期的に「意向届」を提出することで次年度以降の「官庁訪問」をスムーズに行うことができます。忘れずに最新の意向を提出しておきましょう。

「採用志望情報」登録の注意点

- インターネット申込み時「事前登録」で取得したパーソナルレコードの「ユーザーID」と「パスワード」は、第1次試験合格後の「採用志望情報」の登録でも使用します。
照会には応じられないため、忘れないように必ず控えておいてください。
- 「採用希望年度」には、実際に働き始めたい年度を入力してください。
- 「採用志望情報」を登録することで「第1次試験合格通知書」のダウンロードが可能になります。

採用を希望しない場合 または
採用希望年度を変更する場合
「意向届オンラインシステム」で
情報を更新してください

■採用を希望しない場合 (提出は1回だけ)



民間企業や地方公務員採用等で内定を得た場合は、「2. 今後の採用は希望しない」を選択し、就職決定先を入力してください。
「採用を希望しない」と入力しても直ちに名簿から削除されることはありません。
「今後の採用は希望しない」旨の意向届の提出後、国家公務員として働きたいという意向に変わった場合は、「4. 引き続き採用を希望する場合」の意向届を提出してください。

■進学等で採用希望年度 を延期する場合



「3. 採用希望年度の延期を希望する」を選択し、採用を予定している希望年度と理由を入力してください。
採用志望情報登録において、当初より採用希望年度の延期を希望している方は、延期した採用希望年度を変更する場合以外は、提出する必要はありません。

■採用希望年度を早める場合

既卒者・進路変更等で、採用希望年度を早めたい場合は「官庁訪問」の際、直接各府省担当者に採用を希望する時期をお伝えください。
「意向届」は期限までに提出していただければ問題ありません。

■連絡先・住所を変更する場合

「5. 連絡先・住所等のみの変更」を選択し、変更箇所を入力して提出してください。

採用(4月)

府省によっては年度内に採用される場合もあります